

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【会社名】	日本海洋掘削株式会社
【英訳名】	Japan Drilling Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 祐一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
【電話番号】	03 - 5847 - 5850
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 谷内 正彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
【電話番号】	03 - 5847 - 5850
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 谷内 正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月20日開催の当社第45回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

54(1)当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月20日

(2)当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当およびその他の剰余金の処分に関する事項

期末配当については、当社普通株式1株につき25円とし、その他の剰余金の処分については、繰越利益剰余金を15億円減少し、別途積立金を15億円増加するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

変更の要旨は次のとおりであります。

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるように規定を新設するものであります。

取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

取締役会の招集権者および議長の第一順位を取締役社長から取締役会長に変更するものであります。

補欠監査役に関する規定を新設するとともに、その予選の効力を4年とするものであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、村田稔、今里博教、川瀬昭雄、市川祐一郎、高橋秀人、伊藤和男、原田敏雄、山田健造、尾上陽一、讃良紀彦、野口泰彦、佐野正治の12氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、高橋秀人、三縄昭男の両氏を選任するものであります。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権/無効(個)	決議の結果 (賛否比率)
第1号議案	147,509	761	22	可決(94.67%)
第2号議案	148,143	128	21	可決(95.07%)
第3号議案				
村田 稔	146,839	1,432	21	可決(94.24%)
今里 博教	147,191	1,080	21	可決(94.46%)
川瀬 昭雄	147,189	1,082	21	可決(94.46%)
市川 祐一郎	147,189	1,082	21	可決(94.46%)
高橋 秀人	147,168	1,103	21	可決(94.45%)
伊藤 和男	147,191	1,080	21	可決(94.46%)
原田 敏雄	147,191	1,080	21	可決(94.46%)
山田 健造	147,708	563	21	可決(94.80%)
尾上 陽一	147,707	564	21	可決(94.79%)
讃良 紀彦	144,852	3,419	21	可決(92.96%)
野口 泰彦	145,319	2,952	21	可決(93.26%)
佐野 正治	147,246	1,025	21	可決(94.50%)
第4号議案				
高橋 秀人	147,509	757	26	可決(94.67%)
三縄 昭男	146,264	2,002	26	可決(93.87%)

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

第1号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案および第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 決議の結果における賛成の割合は、「株主総会前日までの事前行使における議決権の数」と「株主総会当日に出席した株主(途中退席した株主を含む)が有する議決権の数」とを合計したものを分母として計算しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権が確認できない議決権の数の一部は加算しておりません。

以上